

厚生省令第九十四号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年四月二十八日

厚生大臣 丹羽 雄哉

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一劇物の項第八号の四ただし書中「一%」を「一・五%」に改める。

別表第一劇物の項第九号の二ただし書中「一%」を「二%」に改める。

別表第一劇物の項第十一号の八中(128)を(130)とし、(40)から(127)までを(42)から(129)までとし、(39)を(40)とし、(40)の次に次のように加える。

(41) (RS)・シアノ・(三・フェノキシフェニル)メチル \equiv ニ・ニ・ニ・ニ・テトラメチルシクロプ

ロパンカルボキシラート（別名フェンプロパトリン）一%以下を含有する製剤

別表第一劇物の項第十一号の八中(38)を(39)とし、(29)から(37)までを(30)から(38)までとし、(28)の次に次のように加える。

(29) (RS)・ニ・シアノ・N・「(R)・一・(二・四・ジクロロフェニル)エチル」・三・三・

ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)及びこれを含む製剤

別表第一劇物の項中第十一号の八を第十一号の九とし、第十一号の五から第十一号の七までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 三・(六・クロロピリジン・三・イルメチル)・一・三・チアゾリジン・ニ・イリデンシア

ナミド及びこれを含む製剤。ただし、三・(六・クロロピリジン・三・イルメチル)・一・三・

チアゾリジン・ニ・イリデンシアナミド一・五%以下を含むものを除く。

附 則

この省令は、平成十二年五月二十日から施行する。ただし、別表第一劇物の項第八号の四、第九号の二及び第十一号の八(同号を同項第十一号の九とする部分を除く。)の改正規定は、公布の日から施行する。